

お知らせします

紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます(敬称略)
青木文、すぎのこ母親クラブ会長佐々木とし子、齋藤リキ子、大野善久、末谷俊彦、齋藤祐一、大野充、小野靖男、大野金男、大野幸雄、大野弘一、引地和雄、一条富也、鈴木久男、末谷正美、高橋勝義、石井規、佐藤トク子・佐藤悦子、宗教法人宝蔵寺代表責任役員東山文彦

固定資産縦覧帳簿・課税台帳の縦覧・閲覧ができます

- 固定資産(土地・家屋)縦覧帳簿の縦覧
- 縦覧期間 4月1日(火)~6月2日(月)
※土・日・祝日を除く。
- 対象者 固定資産税納税者(税額が発生しない方は対象外)、納税者から委任された方
- 手数料 無料
- 固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧
- 対象者 ①固定資産の所有者・納税義務者、②①の方と同居している親族の方、③①の方からの委任状がある方、④納税管理人、⑤法人からの委任状がある方、⑥賃借権・地上権などの権利者、⑦借地借家人、⑧資産の処分権がある方(いずれも身分証明書を持参)
※⑥⑦⑧の方は権利を確認できる書類が必要です。
- 手数料 1件300円(①~⑤の方は無料)
☎税務課 ☎22-1313

総合防災訓練を実施します

平成26年度からは地区の持ち回りでの訓練は行わずに、地区や避難所ごとに訓練計画を話し合い、訓練を行います。皆さんの訓練への参加と協力をお願いします。

- 日時 6月8日(日)8:30~10:30ごろ
- 場所 市内全域(各一時避難場所・指定避難所など)
☎生活環境課 ☎22-1314

宅地災害復旧補助金事業

東日本大震災で被災した自宅敷地の補修工事に対し支援を行っています。

- 補助要件 市内に居住している方が、自ら居住している住宅の敷地について、30万円以上の補修工事を業者へ発注する場合に、その工事費の一部を補助します。
- 対象者(①②の要件を満たす方)
①平成23年3月11日時点で、被災した宅地に建築されている住宅(持ち家)に居住し、かつ、住民登録していること、
②平成27年3月31日までに工事を完了し、実績報告書を提出できる方。
- 対象の宅地 申請者自らが居住する住宅と一体で利用している宅地。
- 対象工事の例 被災擁壁の撤去・再設置等や法面の保護・修復等。
- 補助金額 補助対象となる工事費の10%に相当する額(上限30万円)。
※宅地につき補助金申請は1回限り
- 実施期間 平成27年3月31日まで
☎都市整備課 ☎22-1325

国民年金保険料の保険料が変わります

- 4月から保険料が変わります
- ・変更前 月額15,040円
- ・変更後 月額15,250円
- 保険料は金融機関や郵便局、コンビニエンスストアの窓口で納付期限までに納めましょう。口座振替やクレジットカードでの納付もできます。
- 保険料はまとめて前納すると割引があります!
- 納付書払いの前納割引額
1年前納で3,250円割引、6カ月前納で740円(1年で1,480円)割引。
- 口座振替の前納割引額
2年前納で14,800円割引、1年前納で3,840円割引、6カ月前納で1,040円(1年で2,080円)割引。
※口座振替の前納は申し込み期限があり。詳しくはお問い合わせください。
- 保険料の納付のご案内を民間業者に委託しています
- 日本年金機構では、納め忘れの方に対して、納付や免除などの手続きの案内を民間業者に委託しています。

平成26・27年度の後期高齢者医療保険料率が決定しました

保険料は、加入者一人ひとりが負担する均等割額(基本部分)と、前年中の所得から算出する所得割額(上乘せ部分)の合計で計算します。この2つの率は各都道府県の広域連合が医療給付費の伸びや保険料の収納状況などから、2年ごとに見直しています。

見直しの結果、平成26・27年度の保険料率が次の通り決定しました。

- 保険料率(年額)
- ・均等割額 42,960円(改正前40,920円)
- ・所得割率 8.56%(改正前8.30%)
- ・賦課限度額 57万円(改正前は55万円)
- ※所得割額は、前年中の総所得金額から基礎控除(33万円)を差し引いた金額に、この率を乗じて計算します。
- ※前年中の所得などが一定の条件を満たす場合、保険料の軽減制度があります。
- ☎宮城県後期高齢者医療広域連合
☎022-266-1021
税務課 ☎22-1313

- 委託事業者 日立トリプルウィン(株) ☎0120-211-231
- ※訪問して保険料をお預かりする場合、①必ず顔写真入りの納付督促員証明書(身分証)を提示します、②日本年金機構が発行した納付書をお持ちの方に限り、保険料をお預かりします。
- ※納付書がない場合は、現金をお預かりすることはありません。
- 学生納付特例制度の受付開始
- 在学期間中、毎年申請が必要です。
- 継続申請用の封書が届いた方で同じ学校に在学中の方
同封のはがきに必要事項を記入の上、ポストに投函してください。
- 平成25年度に申請して4月上旬までに継続申請用の封書が届かない方や新たに申請する方 ①学生証または在学証明書、②年金手帳、③印鑑を持参し、市民課で手続きしてください。
☎大河原年金事務 ☎0224-51-3111
市民課 ☎22-1312

国民健康保険税の課税限度額が改正されました

- 課税限度額 81万円(改正前77万円)
- ・医療給付費分 51万円(改正なし)
- ・後期高齢者支援金分 16万円(改正前14万円)
- ・介護納付金分 14万円(改正前12万円)
- ☎税務課 ☎22-1313

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の軽減区分が拡がりました

- 国民健康保険税の課税限度額と後期高齢者医療保険料の賦課限度額の改正に伴い、保険税(料)で、加入している皆さんの負担部分(均等割額や平等割額)も見直され、2割・5割軽減に該当する世帯の、所得の軽減判断基準が拡大されました。
- 改正後の軽減に該当する世帯の所得基準は次のとおりです(被保険者と世帯主の所得の合計額で判定)。
- 2割軽減 「基礎控除額33万円+45万円×被保険者数」を超えない世帯(改正前は35万円)
- 5割軽減 「基礎控除額33万円+24.5万円×被保険者数」を超えない世帯(改正前は被保険者である世帯主を除く被保険者数)
- ※所得の申告をしていない場合、軽減に該当しないことがあります。
- ☎税務課 ☎22-1313

山火事に注意しましょう

「守りたい 森の輝き 防火の心」
(山火事防止標語)

春は空気が乾燥し山火事が発生しやすくなります。山火事の多くは、私たち一人ひとりが気をつければ防ぐことができます。次のことに注意し、山火事を防ぎましょう。

- ①枯れ草などのある火災が起りやすい場所では、絶対たき火をしない、
- ②強風・乾燥時は、絶対たき火や火入れをしない、
- ③たき火や火入れの際は、消火の準備をしてその場を離れず、行為後は完全に消火する、
- ④火入れを行う場合は、必ず許可を受ける、
- ⑤喫煙は指定された場所で行い、たばこの火は必ず消し、投げ捨てない、
- ⑥絶対火遊びをしない。

☎白石消防署 ☎25-2259

春の交通安全 県民総ぐるみ運動が始まります

- 「子どもと高齢者の交通事故防止」
- 期間 4月6日(日)~15日(火)
- 運動の重点 ①自転車の安全利用の推進、②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、③飲酒運転の根絶
- ☎生活環境課 ☎22-1314
白石警察署 ☎25-2138

開催します

白石市消防団春季消防演習

白石市消防団では、本年も春季消防演習を開催します。消防ポンプによる一斉放水は、11時20分ごろに行いますので、ぜひご参観ください。

当日7時に市内一斉にサイレン吹鳴を行いますので、火災と間違わないようご注意ください。

- 日時 4月13日(日)8:30~
- 場所 白石川緑地公園ソフトボール場
※雨天時は白石第一小学校体育館
- ☎生活環境課 ☎22-1314

認知症高齢者家族のつどい

認知症高齢者の介護はとて大変です。介護の悩みをみんなで話し合っています。家族同士の励まし合いや助け合いが大きな力になります。

- 日時 4月15日(火)13:30~
- 場所 ふれあいプラザ研修室1
- 内容 座談会
- ☎介護老人保健施設清風 ☎22-2110
地域包括支援センター ☎22-1466

「わたしの好きな白石の風景」フォトコンテスト作品募集

入賞作品は、登別市・海老名市と共同で製作する「2015年トライアングルカレンダー」に掲載(11月発行予定)。あなた一押しの白石のスポット写真を、ぜひご応募ください。

- テーマ 「わたしの好きな白石の風景」
- 応募規定 サービス版からワイド四つ切りのヨコ置きでプリントしたもの。
- 応募資格 どなたでも可(未成年者は、親権者の同意が必要)。
- 応募締め切り日 5月30日(金)
- 賞品 特産品詰め合わせ(4人)
- ☎白石市賑わいづくり研究会事務局 ☎22-1324

毎月第3日曜日は「家庭の日」
家族みんなで過ごしましょう
今月は4月20日

4月1日から薬師の湯の各種料金を変更します

☎社会福祉法人白石ひまわり 白石温泉薬師の湯 ☎0224-48-4126

4月1日から消費税率が8%に引き上げられることから、白石温泉薬師の湯の入浴料金・宿泊料金を変更します。

区分	利用料			
	大人	子ども	幼児	障害者
日帰り入浴(一般)	520円	210円	210円 (※1)	260円 (※2)
日帰り入浴 (ほとぎゃっするバス提示)	100円 (※3)			
宿泊(一般)	7,500円	5,000円	4,000円 (※1)	
宿泊 (ほとぎゃっするバス提示)	7,200円 (※4)			

※1 2歳~小学生未満。1歳以下の子どもは無料、※2 市が発行する障害者手帳の提示が必要、※3 パスを忘れた場合は420円、※4 パスを忘れた場合は一般大人料金